

1. 契約概要について

「契約概要について」は、ご契約の内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい大切な事項を記載しています。ご契約前に必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

1. 商品の仕組み

- ◆ 基本保障として、公的介護保険にて要介護 4 または 5 と認定されたときに保険金をお支払いします。(重度介護特約)。
追加保障として、公的介護保険にて要介護 2 または 3 と認定されたときに給付金をお支払いします。(軽度介護特約)。

2. 保険期間

- ◆ 保険期間は契約日から 1 年間です。保険契約者より書面による更新しない旨のお申し出がない限り、契約は自動的に更新され、満 101 歳の契約応当日の前日まで保障が継続されます。

3. 保障内容

- ◆ この保険は、重度介護保険金(基本保障)と軽度介護給付金(追加保障)が支払われる保険です。
- ◆ この保険でお支払する保険金等の支払事由は次の通りです。

重度介護保険金

被保険者が責任開始日以後に生じた傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、公的介護保険制度に基づく要介護 4 または 5 の状態になったとき。

軽度介護給付金

被保険者が責任開始日以後に生じた傷害、または責任開始日以後に発病した疾病を直接の原因として、公的介護保険制度に基づく要介護 2 または 3 の状態になったとき。

★要介護 2 または 3 の状態を飛び越えて要介護 4 または 5 の状態になったときはこの給付金のお支払はありません。

★重度介護保険金をお支払できない主な場合

下記のような場合においては、重度介護保険金をお支払できません。詳細は約款をご覧ください。

- ① 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失により被保険者が要介護 4 または 5 の状態になったとき
- ② 被保険者の犯罪行為によって被保険者が要介護 4 または 5 の状態になったとき
- ③ 戦争・事変・暴動、地震・噴火・津波によって被保険者が要介護 4 または 5 の状態になったとき
- ④ 被保険者の薬物依存を原因として、被保険者が要介護 4 または 5 の状態になったとき

★軽度介護給付金をお支払できない主な場合

下記のような場合においては、軽度介護給付金をお支払できま

せん。詳細は約款をご覧ください。

- ① 保険契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失により被保険者が要介護 2 または 3 の状態になったとき
- ② 被保険者の犯罪行為によって被保険者が要介護 2 または 3 の状態になったとき
- ③ 戦争・事変・暴動、地震・噴火・津波によって被保険者が要介護 2 または 3 の状態になったとき
- ④ 被保険者の薬物依存を原因として、被保険者が要介護 2 または 3 の状態になったとき

4. お引受けについて

- ◆ 契約日時時点で満 65 歳から満 84 歳の方までお申込みいただけます。
- ◆ ★被保険者が既にこの保険の被保険者となっている場合はお引き受けできません。

5. 契約の更新について

- ◆ 当社は、保険契約の満了日の 60 日前までに、更新後の契約の保険金額・給付金額および保険料を記載した書面(以下「更新案内書」といいます。)を保険契約者に郵送します。更新案内書の記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の 30 日前までに、書面にて当社に通知しなければなりません。更新案内書を送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、更新案内書の記載内容と同一の内容で保険契約を更新します(以下「更新契約」といいます。)
- ◆ 契約締結後に軽度介護特約を中途付加する場合には、更新日を特約の責任開始日として付加することができます。(保険期間の途中で付加はできません。)軽度介護特約の中途付加をご希望の場合には、保険契約者は、更新案内書が到着後、この保険契約の満了する日の 30 日前までに、書面にて当社に特約中途付加の通知をしてください。
- ◆ ★当社は保険契約を更新するにあたり、本商品の収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料を増額、または保険金額・給付金額を減額することがあります。この場合、更新日の 60 日前までに保険契約者宛に書面で通知の上、更新日から保険料または保険金額・給付金額を変更します。
- ◆ ★当社は本商品が不採算となり、更新契約の引受けが困難となったときは、本商品の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の更新も取り扱いません。

6. 保険料のお支払に関する事項

- ◆ 保険料のお支払は、口座振替、クレジットカード払のいずれかによる月払または年払となります。
- ◆ 口座振替の場合は、保険契約者指定の金融機関の口座(以下「指定口座」といいます)から 26 日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、クレジットカード払の場合はカード会社の定める日に保険料の振替えを行います。
- ◆ 指定口座(またはクレジットカード)から保険料が振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込みがあったものとします。

7. 申込書類の到着日と第 1 回保険料払込期日

- ◆ 申込書類(不備がある場合は不備解消後の申込書類)の会社到着日が1日から15日までの場合は翌月の26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、16日以降の場合は翌々月の26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に第1回保険料を口座から振替えます。(クレジットカード払の場合はカード会社の定める日に振替えます。)

8. 第1回目の保険料が払い込まれない場合

- ◆ 口座振替依頼書・クレジットカード扱特約付加申込書の不備、残高不足、クレジットカードによる決済が行われなかった等により第1回目の保険料が払込期月に払い込まれなかったときは、払込期月の翌月に再請求をかけることとし、払込期月の翌月末までに第1回目の保険料が払い込まれなかったときは、保険契約は不成立となります。

9. 第2回目以降の保険料払込期日と保険料払込猶予期間

- ◆ 保険料の払込方法が月払の場合、第2回目以降の保険料払込期日は保険契約者が毎回の保険料を払い込む必要がある期日で、月ごとの契約応当日の属する月の1日から末日までとします。その際の保険料払込猶予期間は保険料払込期日の属する月の翌月1日から末日までとします。
- ◆ 保険料の払込方法が年払の場合、第2回目以降の保険料払込期日は毎年の更新日の属する月の1日から末日までとします。その際の保険料払込猶予期間は保険料払込期日の属する月の翌月1日から末日までとします。

10. 特約に関する事項(下記の特約の取扱が可能です)

- ◆ 重度介護特約(自動付帯)
- ◆ 軽度介護特約
- ◆ クレジットカード扱特約

11. 配当金・満期保険金に関する事項

本商品には契約者配当金、満期保険金はありません。

12. 解約返戻金に関する事項

ご契約を解約される場合は、解約請求書のご提出が必要です。当社までご連絡ください。保険料の払込方法が月払の場合には解約返戻金はありません。保険料の払込方法が年払の場合には、保険期間のうち未経過であった期間に応じて、解約返戻金を返還します。ただし、未経過期間によっては解約返戻金がない場合があります。

2. 注意喚起情報について

「注意喚起情報について」には、ご契約に際して、契約者にとって不利益になる事項や、特にご注意頂きたい事項を記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認の上、契約をお申し込みください。なお、本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては保険約款をご参照ください。また、ご不明な点につきましては当社までご照会ください。

お客様にとって特に不利益となる事項の記載箇所には★印をつけていますので、必ずご確認ください。

1. クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回)

保険契約者が、保険契約申込日(申込書類の提出日)または本

書面を交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内(郵便の消印日で判定)に当社宛に書面によりお申し出いただくことにより、保険契約申込みの撤回ができます。

契約お申込みの撤回があった場合には、払込みいただいた金額は、全額お返しします。なお、保険契約者が法人の場合、契約申込の撤回はできません。

2. 告知義務(保険契約申込書の記載上の注意事項)

★少額短期保険は、多数の人々が保険料を出しあい、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

そこで、契約のお申し込みの際には、被保険者の現在および過去の健康状態について告知をしていただき、健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方は、条件付でご契約を引き受ける場合、あるいは、お申し込みをお断りする場合がございます。

お申し込みにあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態、「申込書」「告知書」で当社が書面でお尋ねすることについて、事実をありのまま正確に漏れなくご記入(告知)ください。

告知受領権は当社が有しています。少額短期保険募集人には告知受領権がありませんので、少額短期保険募集人に口頭でお話または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。尚、告知にあたり、少額短期保険募集人(代理店を含みます。以下同じ)が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

告知の際、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったか、事実でないことを告げたとき、当社は保険契約を解除することができます。契約を解除した場合、それまでにお支払いいただいた保険料は払い戻しません。また、その内容が特に重大な場合、契約日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等により、保険金をお支払いできないことがありますので、必ず事実をすべて告知してください。

3. 通知義務

★ご契約後に次の事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は遅滞なく当社までご通知ください。ご通知がない場合、変更後に生じた事故については保険金をお支払できないことや、保険契約者に対する書面をもってご契約を解除させていただくことがあります。

①保険契約者の名称(個人契約の場合は姓名、法人契約の場合は商号)の変更がある場合 ②被保険者が死亡した場合 ③被保険者が要介護4または5の状態になった場合(軽度介護特約付加時) ④その他告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

4. 申込書類の到着日と責任開始日(保険の成立)

当社の少額短期保険募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者であり、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したとき、有効に成立します。

当社がご契約のお申込みを承諾したときは、「引受通知」を保険

契約者宛に送付いたします。

なお、申込書類の到着日と責任開始日(保険の成立)の関係は次の通りです。(契約日は責任開始日と同じ日となります。)

・申込書類(不備がある場合は不備解消後の申込書類)の到着日が1日から15日までの場合は翌月1日、16日以降の場合は翌々月1日を責任開始日とします。

5. 保険金・給付金をお支払いできない場合

★1. 契約概要について に記載の

重度介護保険金をお支払できない主な場合

軽度介護給付金をお支払できない主な場合

をご確認ください。

6. 保険金・給付金の削減支払

★一時に多くの支払事由が発生し、この保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼし本保険制度の財政に大きな影響を与えるときは、当社の定めるところにより、保険金・給付金を削減して支払うことがあります。

7. 制度内容の変更

保険金・給付金の支払事由発生率が予想を著しく超過するなど、更新時の対応では収支の改善が見込めないときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料を増額または保険金額・給付金額を減額することがあります。この場合、変更の内容についてすみやかに保険契約者にその旨を通知します。

8. 保険料の払込猶予期間(失効について)

更新時の保険料の払込みについては、保険料払込期月の翌月初日から末日まで払込猶予期間があります。

★保険料払込猶予期間に保険料払込期月の未払込保険料が振り替えられなかった場合は、保険料払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約が失効します。(ただし、口座振替によって保険料の払込みができない特別な事情がある場合は、当社の指定する方法で保険料を払込みいただくこともできます。)

9. 契約者保護機構について

★本商品は少額短期保険制度であり、保険契約者保護機構制度の対象外のため、保険契約の移転等における資金援助および保険金等のお支払いに係る資金援助はありません。よって、当社が破綻した場合等には、保険金等のお支払いが制限されることがあります。

10. 個人情報の保護に関して

当社では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、個人情報の適切な保護と利用を心掛けております。申込書にご記入いただいた個人情報は、ご契約のお引受け、ご継続や維持管理、保険金等のお支払い、各種サービスのご案内など、業務上必要な目的以外で利用することはありません。

11. 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ

(<http://www.shougakutanki.jp/general/about/syukai.html>)をご参

照ください。

12. 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 HF 八丁堀ビルディング 2階

Tel. 0120-82-1144 Fax. 03-3297-0755

受付時間 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 17:00

受付日 月曜日から金曜日

(祝日および年末年始休業期間を除く)

《引受少額短期保険会社》

アスモ少額短期保険株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 3-28-6

いちご西参道ビル 5階

TEL 0120-53-2610 FAX 03-6300-6243

受付時間 平日 10:00~17:00(土日祭日、年末年始を除く)